

彩の国さいたま人づくり広域連合選挙管理委員会が行う公文書の開示等に関する規程

平成20年2月25日  
選挙管理委員会告示第2号

彩の国さいたま人づくり広域連合選挙管理委員会が行う公文書の開示等に係る条例の施行については、広域連合長が行う公文書の開示等に関する規則（平成19年彩の国さいたま人づくり広域連合規則第1号）の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。